時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓
一箇年前金六圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノニ限リ本文定價ノ外ニ一箇月二十五錢ノ郵税ヲ申受ク
時事新報廣告料前金一行ニ付

一行活字數	一日限	二日以上 六日迄	七日以上 十五日迄	十六日以上
自一行至十行	八錢	七錢二厘	六錢八厘	
自十一行至廿行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

大坂の繁昌を味る

大坂は關西第一の都會にして其繁昌は東京に比して難兄難弟の名を得たるも畢竟ろれ地に豪商の多くして關西商賈の集點と爲り又その風俗は優美にして快樂の多ひ故あるべし世人が大坂を以て日本遊藝の淵藪と評するも亦過當に非ざるあり然るに此頃聞く所に據れば其藝人の仲間に錯を近縣に移し或は營業を廢する者少なからずして其由緣を尋ぬれば相撲俳優等の諸藝人に課すべき税率の甚だ重きが故なりと云ふ依て今ふれと東京紙税率に比して其相違を見るに

	東京	大坂
相撲	十二圓	六十圓
俳優	十八圓	十八圓
藝妓	十二圓	十二圓
諸藝人	廿五圓	百圓
芸妓場	廿五圓	四十圓

右は遊藝に關するものに就き僅かに數種の比較を示したるのみ此外演劇あり諸興行なり遊技場或は遊覧所などの税率と較ぶれば一として彼に重くして此に輕からざるはなし其遊藝を敢ゆる師匠の如き東京よりも無税なれども大坂ふ在ては年ふ六圓の税を納めざるべからず大坂の藝人の貧困輕からずと云ふ可し左なきだに藝を以て身を立つる者は其収入に常なくして資産ある者とては少なく且その進退も極めて容易なる習慣なれば課税の重きに逢ふときは去て他方に居を移すも謂ふきに非ず我輩は藝人を容るに非ずして却て大坂繁昌の爲めに此事を氣の毒に思ふものあり

遊樂は財を散じ商賈の財を集む、集むると散ずるとは全く反對の働にして殖えど両立す可らざるが如しと雖ども其實は相俟つの甚だ緊なるものあり抑も人間の生活の無味冷淡を以て終るべ兄にならば區々として稼ぐも畢竟之を以て快樂を買はんが爲めのみ、樂を買ふには散財と要し其財は商賈に由て得らるべ兄ものなりとすれば大坂に業事の多兄の即ち商賈繁盛の都會に相應して當さに然る可き繁華あり若しも然らずして此大繁華として無味無情の君子國たらしめんか即ち都下繁盛の一半を藉たるものと云ふ可し例へば四國九州等より來集する商人又は臨時に六條本願寺伊勢太神宮へ參詣の男女も殷盛最なる大坂に逗留の暇いある可らず商用を辦じ參詣を終れば直に歸鄉の途に就くり又は京都神奈川横浜等に行樂を試まて大坂の市中は恰も素通りの場中たる可きのみ左れば其市中に相撲あり芝居あり其他種々樣々の業事の賑ひは取りも直さず出入往來の顧客人と稱して都下の繁昌を致すの方便にして著名の人士なりとも名く可兄ものなるに之に關する世間の人士なりとも以て之に大都會の最色と謂ふ可きのみ如き兄ものの得ざるものの如きは無の事に在るは關係繁盛の歌舞伎劇場なるが如き巴里の繁昌の歌舞第一と稱し殖産工藝の中國より盛ありと雖ども就中その市中の賑は諸國の人民が巴里の繁華を慕ひ其樂事と試んとて來て財を散ずる者多きが爲めなりとの西洋の事情に通ずる人の普く知る所ならん故に巴里府中に於て俳優等の如き諸藝人ふ社會に大切なる地位と占めて世人一般に優待せらるゝも偶然にあらず課税の故を以て藝人が巴里を去るあるとの談は一度び巴里の樂園に出でゝ其名を成さんとて此に來集します〳〵都會の聲色を添へてます〳〵繁榮を致し時としては慈善の爲めに芝居を興行し饑饉の慘狀を演して同時に貧民救助の義捐を募るなど直接に人を利するふとさへ少なからずして其効力は港と築き川を淡ゆるの事業にも優るものありと云ふ左れば大坂府に川口浚渫の事い多年聞く所にして同府商賈の實利上に飲く可らざる事業たるは勿論我輩の常に賞賛して其成功を祈る所のものなれども眼を轉じて人生の遊樂世界を觀れば人情に依頼して一都府の利を謀るも亦決して無稽にあらず歌舞管絃ふ時ふ消するい大坂府民の通弊なる議論する人われども木石の君子括世界の大勢を知らざるの言れみ此日本の巴里をして無聲無色の木石國に變じ白眼相視て唯商賈の利益と利するのみの利と和氣悠々ふる樂園と爲し商賈の事は商人の手に執りて錙銖と爭ひ行業の事は諸藝人の隨意に任して地方人の足を留め以て一般の繁榮を助るの利と何れか得失なる可兄や大坂府人をして果して損益の思想あらし兄なば必ず自ら覺明する所のものなる可し

官報

○東京府令第六十六號
府會議員中改選スヘキ人員左ノ通ニ付キ來ル十二月右選擧會ヲ開ク但シ開會期日ハ該郡區長ヨリ公告スヘシ
明治廿年十一月廿四日　東京府知事男爵高崎五六
麹町區一人神田區三人日本橋區四人京橋區二人芝區三人麻布區一人赤坂區一人牛込區二人小石川區一人本郷區一人下谷區三人淺草區二人本所區二人深川區三人荏原郡三人北豐島郡二人南足立郡一人南葛飾郡三人

○東京府令第六十七號
明治二十年東京府令第二十七號所得税調査委員選擧及委員會細則附則ニ據リ本則第三條町村選擧人ハ十二月七日以内ニ調査委員及補缺員ハ同十五日以内ニ選擧シ第十條ノ調査委員會ハ同月之ヲ開ク
明治廿年十一月廿四日　東京府知事男爵高崎五六

○領事代理　横濱在留獨逸副領事フォン ヒュリング氏は同國總領事エドワルド ザッセー氏に代り本月十八日より右横濱和蘭瑞典及諸威の領事を代理する旨和蘭兼瑞典及諸威辨理公使より外務省へ通牒ありたり

○内閣辭職　大統領グレヴィ氏の親族なるに付氏は其地位と背賈として破産院の所爲ありたるに付氏は種々の嫌疑を受け遂に公訴せられより因て議會及び國民の輿論と以てグレヴィ氏に辭職を促したれども同氏は之と拒まより即ち代議院は本月十九日八十九の多數と以て内閣を排斥し内閣は之か爲めに辭職せり右は佛國共和政府創設以來大統領及内閣に關する未曾有の大事件なりと在佛國公使館より之を去る二十一日附の電報ありたり（外務省）
（以上本年十一月廿四日官報）

雜報

○朝鮮の公使　北京よりの報知によれば朝鮮がもし公使を為國に送る節は其國駐在の支那公使ッ指揮して外廷關係の事務を取計ふべき事を承知したりと北支那日々新聞に見えたり

○壯士の集會　奥原縣長谷部房太郎、岡山縣藤田一郎外五十餘名の諸氏は本月初旬神田園花亭ふ於て時事に關する事柄にて其筋へ建白せんことを決議せしが右の草案は脱稿せしを以て急ぎ元老院へ差出せんと一昨廿三日右建白書の調印を兼ね向島の遥拝園に於て親睦の宴と開きたりといふ

○越佐有志懇親會　去る二十日新潟興商會堂にて催ほしる同會に出席しる者は越後佐渡両國の有志凡三百名にして有志諸氏の演説もあり又條約改正の儀に付一通の書面と其筋へ差出せんとの決議もありて仲々盛んなる宴會なりしと云ふ

○磯澤氏弁士を招待す　磯澤藤一氏は一昨廿三日午前十一時より經濟學士諸氏と飛鳥山なる別邸に招待して紅葉狩の宴と開きさり當日招待に應じるは犬養毅、和田垣謙三、田口卯吉、天野爲之、坂谷芳郎、森下岩楠等の諸氏廿餘名にて穂積陳重氏にも主人磯澤氏を助けて幹旋をあし餘興には落雨家貧悟郎小さんの落語もありたるが國中ふ鼓子圓の養込店と殺け客を来て適宜に食せしめたるは蓋だ田舎ふ在て一層の興と添へたり午後一時頃西洋料理の午餐と饗しる後客一同を滝ノ川に案内し夫より製紙場を巡覧せしめ再び別業の座敷に招して主人より經濟に關する問題と出して暫久しく討論の末更に日本料理の晩餐を饗したるよし

○支那鐵道の鐵條及汽鑵車　天津よりの近報ふ汽船ウ ホ ア ム、バ ケ ット號は本月五六日の頃支那鐵道會社より注文の鐵條其他の物品を搭載して到着シテレサ、クーナンの二船も同鐵道の汽鑵車諸器械を積ふ近日着すべき筈あり是等の物品の引渡は是非とも冬前に渡さんと急ぎ居れり支那の人夫い鐵條と取扱ふ事に不慣れなるが故に陸揚する等の事業に捗取らざりしが近日は人夫と増して從事を居れを不日にて終るべし今度の鐵條は何れも新形のものよりは從來のものよりは數等勝れりといふ

○廣嶋の私立學校　現今廣嶋區内私立學校の總數は三十八箇所にて内廿二箇所は小學校七箇所は法律及び研究所二箇所は英學研究所六箇所は獨逸學校ありと云ふ

○英語學校　名古屋の有志者は今度相謀りて神戸より英國の學士セ ー ム ス リ ー ド氏を聘し來りて一大英語學校を創立せんと目下其協議中ありと云ふ

○達志館　今度廣嶋に於て設立しる同館は是迄録り例なる仕組にて聞く處に據れば同館にては全國各新聞雜誌へ論説又雄報等を投寄せんと欲する者あれば其原稿を受けて投寄者指定の社に郵送を、各新聞雜誌に廣告せんと欲する者あれば其望に應ぜて廣告文を綴り本人所望の新聞へ掲載の事を周旋し書籍印刷物の校正及出版を受負ひて費用と手數と省かしめん事と取り計ひ新聞雜誌の購讀を望むものにして其照會の等を厭ふものには其人に代りて其本社或は賣捌所に照會し兼に其用を辨し（以上年數料を要せず）又各新聞縱覧所を開いて衆人に縱覧ふ供すると云ふ

○東本願寺の維持費　同寺の役僧川崎重雄氏は此程維持費募集の爲め秋田に赴き同藩の末寺に勧金の儀を願せしに一寺院より二十圓乃至三十圓宛夫々喜捨する由なるが聞く所に據れば閣下にて凡そ二萬圓程募集の見込なりといふ

○佛像の樽詰　[illegible]居る米國宣教師ルスト氏は是迄度々布教費を本國に請求するも何[illegible]より氏は今度同地にて阿彌陀如來、觀音、地藏尊、不動王等の木像を買ひ集め之を樽詰となし當地へ送致するに付[illegible]之を壓倒するに付[illegible]敷費を送致有り[illegible]と云ふ

○外國人の湯治　[illegible]り國根熱海等の[illegible]十餘名にして昨[illegible]

○汽車休業せず　[illegible]往復を開始たるも[illegible]險もあるふんかとの[illegible]は最早地盤も固[illegible]鐵車に警除を附は[illegible]都合なりと云ふ

○電氣燈點火　[illegible]十七日同日祭典[illegible]は曾て紙上に[illegible]宮の行啓在せら[illegible]ふ御郷合のよし[illegible]に着手し又兩夜は[illegible]と是亦昨日來[illegible]

○ゲーロン號船長[illegible]碇泊の汽船ゲー[illegible]田治平と云ふは其[illegible]中に投せられ非命[illegible]は同港の警察署[illegible]紙上にも記載もら[illegible]日本水夫田原重太[illegible]木重兵衛の五名を[illegible]判所に移さたる[illegible]兩造の證人を召喚[illegible]審人は其無罪なる[illegible]るまてハウトン氏[illegible]

○沼津港開鑿　の[illegible]さりしが尚位聞く[illegible]其事務も追々捗取[illegible]聘して其實況に着[illegible]

○播州豊嶋郡の[illegible]頃寄港の[illegible]の苗木を紀[illegible]に地味に適したる[illegible]風味さへ本元の紀[illegible]なりしより爾後年[illegible]同樹の繁茂を見る[illegible]萬國内外の高價に[illegible]の通り紀州產と[illegible]に市中の相場い本[illegible]の結果右の如く[illegible]にも近來遥んに行[illegible]因るものの[illegible]

○地震　[illegible]せり

○出口場僚　十[illegible]

○[illegible]